

著作権譲渡契約書

PLAYER DESIGN(以下「甲」と) _____ (以下「乙」)は、 _____ の著作権譲渡について、以下の通り契約(以下「本契約」)を締結する。

第1条(著作権譲渡)

1. 甲は、デザイン作品「 _____ 」の著作権(以下「本著作権」)について、乙へ譲渡する。
2. 本著作権には、著作権法第27条および第28条で定める権利を含む。
3. 本著作権は、第4条で規定している対価を支払った時点で乙へ移るものとする。

第2条(原版の譲渡)

1. 甲は本作品の原版について、乙へ譲渡する。
2. 甲は、本作品の原版を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに渡し、この引き渡しによって本作品の原版の所有権は乙へ移転することとする。

第3条(著作者人格権)

甲は著作権人格権について、一切行使しないものとする。

第4条(対価)

乙は、本契約における譲渡対価として、5万5千円(税込み)を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに、甲の指定銀行口座へ振り込む方法によって支払う。

第5条(第三者の権利侵害)

甲は乙に対して、本作品の利用において、第三者の著作権、知的財産権、その他権利について侵害しないことを保証する。

第6条(解除)

甲が以下の各号の一つに該当した場合、乙は本契約の全てまたは一部を解除できる。

- ① 甲が、本契約の各条項に違反したとき
- ② 甲について、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
- ③ その他、本契約の継続が困難な事由が発生したとき

第7条(秘密保持)

甲および乙は、本契約において取得した秘密について、相手方の書面承諾を得ない限り、第三者へ開示または漏えいしてはならない。

第8条(裁判管轄)

甲および乙は、本契約について紛争が発生した場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にすることを合意する。

第9条(協議事項)

本契約で規定していない事項や、規定事項に関する解釈で疑義が発生したものについては、その都度協議を行って解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

(住所)

(会社名)

(代表者氏名)

乙

(住所)

(会社名)

(代表者氏名)